

令和元年度

第7回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年10月7日(月)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保廣	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	×
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	×	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

近藤正敏委員 田中健市委員 岩永澄雄委員
進藤茂毅委員 瀬々義晴委員

事務局職員

5名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 黒田 敏信
主 幹 伊藤 康輔
香々地分室長 大力 雅昭
農業ブランド推進課 寺谷 健司

会議に付した事件

- 議案第45号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第46号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第48号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第49号 非農地証明願について
- 議案第50号 農業振興地域整備計画の一部変更について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>第7回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>ただいまから、令和元年度第7回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、1番：佐々木委員及び2番：野田委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第45号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。</p> <p>本議案のうち、申請番号53番から申請番号56番までの案件は、■番：■委員の■に係る案件ですので、先にこの案件の審議を行い、その後に残りの案件を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、申請番号53番から申請番号56番までを先に審議することに決しました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定より、ここで■委員の退席をお願いします。</p> <p>(■委員 退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、事務局から提案します。</p> <p>はい。おはようございます。議案第45号、農地法第3条の規定による所</p>

有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。

それでは最初に2ページと3ページにかけての申請番号53番から56番までの審議をお願いします。

まず、申請番号53番、所在が■■■字■■■番地■■■で、地目が畑で、面積が343㎡、渡人が■■■の■■■さん。

申請番号54番、所在が■■■字■■■番地■■■外■■■筆で、地目が畑で、合計面積が1,453㎡、渡人が■■■の■■■さん。

申請番号55番、所在が■■■字■■■番地外■■■筆で、地目が畑で、合計面積が1,664㎡、渡人が■■■の■■■さんです。

申請番号56番、所在が■■■字■■■番地■■■で、地目が畑で、面積が1,039㎡、渡人が■■■の■■■さんです。

以上の4案件は、いずれも受人が■■■の■■■さんで、申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

それでは、■■■委員の入室を許可します。

(■■■委員 入室)

議 長

続きまして、議案第45号について、残りの案件の審議を行います。事務局から提案します。

事務局

ひき続き、残りの案件についてご審議願います。

申請番号49番、所在が■■■字■■■番地外■■■筆で、地目が田で、合計面積が3,080㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。なお、関係性ですが、受人は渡人からみて甥にあたります。

申請番号50番、所在が■■■字■■■番地■■■で、地目が田で、合計面積が1,885㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。なお、関係性ですが、受人と渡人はいとこ同士になります。

申請番号51番、所在が■■■字■■■番地■■■外■■■筆で、地目が田で、

合計面積が 2,017 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 52 番、所在が [] 字 [] 番地で、地目が田で、面積が 1,268 m²、渡人が [] の [] さん、受人が同じく [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 57 番、所在が [] 字 [] 番地外 [] 筆で、地目が畑で、合計面積が 2,043 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。なお、受人の経営実態ですが、約 [] 時間程度かけて [] の方から豊後高田市まで通って営農を行っています。

申請番号 58 番、所在が [] 字 [] 番地外 [] 筆で、地目が田で、合計面積が 3,780 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 59 番、所在が [] 字 [] 番地で、地目が田で、面積が 1,528 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 60 番、所在が [] 字 [] 番地 [] で、地目が畑で、面積が 790 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 61 番、所在が [] 字 [] 番地で、地目が田で、面積が 2,029 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 62 番、所在が [] 字 [] 番地 [] で、地目が田で、面積が 422 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 63 番、所在が [] 字 [] 番地で、地目が畑で、面積が 2,231 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。なお、この案件は 9 月 19 日にあつせん会議にかけたものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上でございます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 46 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。議案第 46 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。5 ページになります。

申請番号 28 番です。申請地は、 字 番地で、地目は畑で、面積が 1,050 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地その他の農地で、転用目的は資材置場用地であります。

申請地は市役所 庁舎から へ約 km に位置し、 から 線に約 m 入った農地で、周囲は北側を 及び に、東側は に、南及び西側は に接しています。

利用計画についてですが、申請人は で、現在所有の資材置場が手狭になったため、今回申請地を譲り受け、資材置場用地として整地する計画であります。

申請地は埋土等の整備は行わず、現状のまま整地を行い、砕石を敷くため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

また、建築物はないので、日照・通風に影響はありません。

雨水排水については自然浸透にて処理する予定で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、整地代合計 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の預金通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和元年 10 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

続きまして申請番号 29 番、所在が 字 番地 外 筆で、地目が畑で、合計面積が 287 m²であります。転用目的は太陽光発電施設のための雨水の排水路であります。申請人は で、申請地は市役所 庁舎の 約 km に位置し、 沿いの から市道 線に約 m 入

った公共投資の行われていない農地で、周囲は北を■■■に、東及び西を■■■に、南を■■■に接しています。

農地区分としては、第2種農地その他の農地に該当します。

今回、申請人は申請地の■■■側に位置する■■■字■■■番地■■■の山林■■■㎡に、平成29年11月から太陽光パネル■■■枚、パネル面積■■■㎡、総出力■■■kwの規模の太陽光発電施設の設置を計画し、平成30年3月に完成しました。この太陽光発電施設用地からの雨水の排水対策については、当初、太陽光発電施設用地に隣接している既設の排水路を利用して排水させる計画でありましたが、既設水路では雨水の処理能力に不足が生じる恐れがあることが分かり、さらに、地元からの要望に加え、昨今の気象変動による大雨等の影響を考慮した結果、災害の未然防止対策として、既存水路の拡張に伴う改修工事を行うこととしました。しかしながら、既存水路の拡張に際しては、一部区間の水路地権者の同意を得ることができませんでしたが、申請地の所有者から排水路設置のための土地の提供があり、地域の防災上の観点から早急に工事を行う必要があったため、一部区間については新たな排水路を設置することとし、その後、工事が完了しました。

申請に際しましては、転用行為の妨げとなる権利を有する者はおらず、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

また、事業費に見合う資金証明については事業が完了しているため、ありません。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

尚、本申請案件については、先ほどもご説明したとおり太陽光発電施設の設置に伴い、当初の雨水排水処理に問題があったため、災害の未然防止の観点から早急な対応が必要となり、申請地に新たな排水路を設けましたが、農地法による転用申請を行うべきところを失念してしまい、施工を行ってしまったということでもあります。このことにつきましては、申請人は認識不足によりこのようなことになってしまい、深く反省をしており、また、今後二度とこのような違反行為を行わない旨の始末書が添付されており、今回、追認案件として提案するものであります。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号28番につきまして、岩永澄雄推進委員からお願いします。

岩永澄雄
推進委員

はい。事務局の■■■さんと一緒に現地を確認して問題ないと思われま
す。以上です。

議 長	次に、申請番号 29 番につきまして、瀬々義晴推進委員からお願いします。
瀬々義晴 推進委員	先月の 20 日に事務局と現地確認をいたしました。ここは確かに大雨が降ってから水が出て、地元の人は大変迷惑をしております。まして太陽光を作って濁流のような大水が出るおそれがあるということで事後決裁という形になりますけど、災害防止のために早めにしたものと思います。事務局が言ったとおりだと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	次に、議案第 47 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 10 ページです。
事務局	議案第 47 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件でございます。
	この案件には農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれていません。
	それでは、集積表が 10 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 10,988 m ² 、畑の面積が 3,387 m ² の合計面積が 14,375 m ² で、利用権を設定する農家数 5 戸、利用権の設定等を受ける農家数 5 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 9,338 m ² 、使用貸借に係る面積 5,037 m ² です。
	詳細につきましては、議案書 7 ページから記載していますのでご一読ください。
	以上の農用地利用集積計画の内容は、経営面積、従事面積、従事日数などの農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。
	次に、議案第 48 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)につい

	<p>ての審議を行います。事務局から提案します。</p> <p>事務局 議案第 48 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてですが、議案書の 8 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。</p> <p>最初に農用地貸付調書の 1 ページで借受者、■■■■■■■■■■に 1 件で面積が 1,049 m²、裏面の 2 ページで■■■■■■■■■■氏に 2 件で、合計面積が 1,133 m²の貸付がしめされています。以上であります。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 49 号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第 49 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。12 ページからをご覧ください。</p> <p>それでは、申請番号 13 番、所在が■■■■字■■■■番地■■■■で、地目は畑で、面積は 361 m²で、申請人は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんです。申請事由ですが、申請地は昭和の初め頃から、隣接地に居住する親戚の方が庭として管理しているということでもあります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということでもあります。地元推進委員の近藤委員と 9 月 26 日に、農業委員の河野委員と 9 月 20 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号 14 番、所在が■■■■字■■■■番地、地目は牧場であります。現況は雑種地で、面積は 742 m²であります。申請人は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんで、申請事由ですが、申請地は昭和 60 年頃まで前所有者が牛舎を建て、牧場を営んでいましたが廃業となり、牛舎の基礎等がそのままになってしまっていて農地として利用する事はできないとの事あります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということでもあります。地元推進委員の田中委員と農業委員の和泉委員で 9 月 20 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農</p>

地として認定できるものと考えられます。

続きまして、申請番号 15 番、所在が [] 字 [] 番地外 [] 筆で、地目は畑で、合計面積は 2,995 m²であります。申請人は [] の [] さんで、申請事由ですが、申請地は昭和 55 年頃までは近所に居住する義理の弟が耕作していましたが、その義弟が亡くなり、その後、耕作できず、山林化してしまったということであります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであります。地元推進委員の進藤委員と 9 月 20 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。

続きまして、申請番号 16 番、所在が [] 字 [] 番地 [] で、地目は畑であります。現況は宅地であり、面積は 26 m²であります。申請人は [] の [] さんで、申請事由ですが、申請地は昭和 60 年頃、申請者の父親が隣接地に家を建設し、庭として利用していましたが、今回、この土地が畑であることが分かったことから非農地の証明願の申請を行い、現況のとおり地目変更を行いたいということであります。農業委員の市成委員と 10 月 3 日に現地確認を行なったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。以上でございます。

議 長

事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思えます。最初に、申請番号 13 番につきまして、近藤正敏推進委員からお願いします。

近藤正敏
推進委員

ただ今、事務局が説明したとおり、ここに申請理由も書いてありますので、特にこの非農地の申請について問題はありません。以上です。

議 長

次に、申請番号 14 番につきまして、田中健市推進委員からお願いします。

田中健市
推進委員

9 月 20 日午後、事務局の方と和泉委員の三人で現地を確認しました。事務局の方の説明のとおり、非農地として認められますので、よろしくお願いいたします。

議 長

次に、申請番号 15 番につきまして、進藤茂毅推進委員からお願いします。

進藤茂毅
推進委員

9 月 20 日午後、事務局の [] さんと現地の確認を行いました。完全に山であります。以上です。

議 長

次に、申請番号 16 番につきまして、本日は板井推進委員が欠席ですので、代わって 11 番：市成委員から意見ををお願いします。

11 番：市成

先日 10 月 3 日に現地を確認に [] さんといたしまして、問題ないと思

委員	ます。よろしくお願いします。
議 長	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。はい、5番、河野委員。</p>
5番：河野委員	<p>異議と言うか、ちょっと質問したいんですけど、非農地の15番の■■■■さんですか、ここで、あの一、非農地の証明が出ているということは、この前にこの人は■■■■さんの方に売買してるんですけども、その時の経営面積が3反6畝くらいあるという事は、この経営面積3反6畝の中にこの今、非農地の証明が出ている2反9畝くらいは入っているんですかね。これをするという事は、この人、経営面積、■■■■さんゼロになるんか、ちょっとその辺兼ね合いを教えていただきたいなと思います。</p>
議 長	はい、事務局。
5番：河野委員	<p>非農地証明が入ったの経営面積ですか。 3-59にあるじゃないですか、■■■■さんに売っている■■■■さんの経営面積3反6畝くらいあるんやけど、これは、はなから入ってないんか、入ってるんか。</p>
事務局	すみません。今、確認したところ、入ってないです。
5番：河野委員	入ってない。
事務局	はい。
5番：河野委員	<p>ということは、この畑は、はなから経営面積に入れてないという、今回の非農地…</p>
議 長	他にありませんか。5番、河野委員。
5番：河野委員	<p>証明されて初めて抜けるんじゃないですか。だから、入ってないでその畑にはどう、宙に浮いているんですか。</p>
事務局長	<p>私の方から補足を。今、おそらく、河野委員さんが言われたとおりでございます。最初に、■■■■さんが持たれている面積というのが、当然農地として持っている面積という形になりますので、それを非農地なり、転用なり、何なりをやって初めてそこから落ちていく考え方になるかと思っております。ですので、うちの方の集計の仕方がまずかったのかと思っておりますが、考え方としては、河野委員さんが言われたとおりの考え方だと思います。本来、</p>

	<p>うちの農地の台帳にあがっている面積が経営面積となりますので、ちょっと繰り返しになりますけど、そこから現況が非農地であったり、転用があったりとか、売買、贈与あるいは利用権設定するとか、そういった事でその面積が変動していくというのが考え方になっています。ですので、この辺、数字の錯誤が生じていると思います。考え方としては、河野委員の言われたとおりでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 50 号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業ブランド推進課から提案いたします。</p>
<p>農業ブランド 推進課 寺谷</p>	<p>農業ブランド推進課の寺谷といたします。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>別添の資料で、農用地利用計画変更理由書というのをご覧ください。1枚めくっていただきますと一覧表があります。次に土地利用計画図、もう1枚めくっていただきますと、航空写真と字図の方をつけさせていただいております。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づきまして、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規約第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づきまして、今回、農業委員会に意見を求めるものでございます。</p> <p>今回は除外の申請で 1 件の 1 筆であります。1 ページめくっていただきまして一覧表の方から説明させていただきます。箇所番号 1、 字 、地番が 番地、地目畑、面積が 747 m²、申請者が さんです。変更理由が太陽光施設の設置をしたいという申請になります。以上、1 件です。</p> <p>本市の随時変更の日程につきましては年 3 回です。1 月、5 月、9 月の各 10 日を締め切りとして行っています。今回は 9 月締め切り分であります。農業委員会を始め各関係機関の意見を参考に、今後は条例で定められております豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において申し出の可否を決定し、県と協議を行います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にご意見がなければ、本案の変更は適当であると認めることとしたいと</p>

議 長	<p>思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案の変更は適当であると認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、報告事項(1)、農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。15ページになります。</p> <p>届出番号14番、所在が[]番地外[]筆、地目が田で、合計面積が2,907㎡で、渡人が[]の[]さんで、受人が[]の[]さんです。解約事由は売買のためであります。なお、この案件は議案書3ページ申請番号58番の関連案件になります。以上であります。</p>
議 長	<p>この件について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>ないようですので、次に、報告事項(2)、農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。報告事項(2)、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。16ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は[]であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p> <p>なお、お手元にお配りしている右肩に令和元年度第6回報告訂正分と記載している農地所有適格法人要件確認書ではありますが、前回の総会時に[]の売上高の数値が間違いではないのかというご指摘がありましたので、同法人の決算書に基づき確認したところ、年度によって補助金を入っていたり、入っていなかったりと数値の記入方法にバラつきがあったということで訂正しましたので、差し替方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>この件について、ご質問等はございませんか。</p>

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。
これをもちまして、令和元年度豊後高田市農業委員会第7回総会を閉会します。お疲れ様でした。

午前 10 時 41 分
令和元年 10 月 7 日